

2025年3月27日

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 曾我 貴也
(コード番号：9101 東証プライム)
問 合 せ 先 人事グループ長 千原 徹
(TEL. 03-3284-5151 (代表))

当社取締役及び執行役員に対する役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、2025年6月開催予定の第138期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において承認を得ることを条件に、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）を対象とした業績連動型変動報酬制度（以下「本制度」という。）を改定することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

本制度は、短期インセンティブである業績連動型金銭報酬制度及び中長期インセンティブである業績連動型株式報酬制度から構成されており、各制度を一部改定の上継続します（以下、改定後の制度を「本業績連動型金銭報酬制度」及び「本業績連動型株式報酬制度」という。）。

本制度の改定については、社長の提案を受けて報酬諮問委員会（※）が協議し、同委員会の答申を踏まえて取締役会が決議したものであり、客観性及び透明性のある手続きを経ております。

（※）取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役によって構成され、社外取締役が委員の過半数を占め、原則として筆頭社外取締役が委員長を務めます。

記

I 本制度改定の目的と概要

当社の取締役等の報酬は、固定報酬である基本報酬及び変動報酬である本制度により構成され、本制度は短期インセンティブである業績連動型金銭報酬及び中長期インセンティブである業績連動型株式報酬により構成されています。

当社は今般、当社グループを取り巻く事業環境が大きく変わったことを踏まえ、本制度の比率を高めることにより株主の皆様と一層の利害共有を図りつつ、単年度ごとの業績目標達成のみならず持続的な成長と中長期の企業価値向上並びにサステナビリティ経営の推進に向けた取組みに貢献する意欲をバランス良く高めることを目的として、以下のとおり当社の取締役等の報酬制度の見直しを実施いたします。

1. 報酬水準の改定

優秀な人材を獲得・維持するため、外部専門機関の客観的な報酬調査結果等との比較検討を行い、適切な競争力のある報酬水準を設定いたします。

2. 報酬構成比率の改定

株主の皆様と一層の利害共有を図るため、業績連動報酬である本制度の比率を高めることとし、また、外部専門機関の客観的な報酬調査結果等を参考に、短期インセンティブと中長期インセンティブの構成割合を適切な比率に見直します。

3. 業績連動型金銭報酬制度の改定

上記1.及び2.の改定に伴い、本業績連動型金銭報酬制度の金銭報酬枠は、1事業年度あたり10億円を上限といたします。

4. 業績連動型株式報酬制度の改定

中期経営計画及びサステナビリティ経営との連動性をより明確にし、当社の経営方針の実現に向けた取締役等の取組みを後押しするものとなる様、評価対象期間を中期経営計画の実施期間とあわせることとし、また、業績連動指標については、主にサステナビリティ指

標のウェイトの引き上げ及び評価方法の見直しをいたします。

あわせて、上記1.及び2.の改定に伴い、本業績連動型株式報酬制度の株式報酬枠を改定します。当社が信託に拠出する信託金の金額は、7億円に対象期間の年数を乗じた金額を上限とし、信託より交付される当社株式の総数は、100万株に同年数を乗じた株数を上限とします。

※なお、今回は基本報酬額の報酬枠の改定は予定しておりません。

II 本業績連動型金銭報酬制度について

業績連動型金銭報酬制度は、単年度の業績目標達成に対するインセンティブとして、毎年、目標達成度に応じた金銭を取締役等に支給する制度です。今般、上記Iに記載の改定を実施したうえで継続しますが、改定後における制度の主な内容は次のとおりです。

1. 概要

本業績連動型金銭報酬制度は、毎年、役位別の基準額に、業績連動指標（連結経常利益及び連結ROE、各50%。その基準値は中期経営計画において定める目標値を用いる。）の達成度に応じた係数（変動範囲：0～2.0）を乗じて金銭報酬額を算定し、毎事業年度終了後に支給します。

2. 金銭報酬枠の設定

1事業年度あたり10億円を上限とします。

3. 対象者

執行役員を兼務する取締役及び執行役員とします。ただし、執行役員のうち、主たる担当職務が当社関係会社の業務執行であって、兼任として当社執行役員を務める者であり、基本報酬について通常の実行役員とは別に決定する額を支給される者（以下「兼務執行役員」という。）を除きます。

III 本業績連動型株式報酬制度等について

業績連動型株式報酬制度は、中長期の企業価値向上及び株主の皆様との利害共有に対するインセンティブとして、当社が委託者として設定する株式交付信託（以下、「本信託」という。）を用い、一定の評価対象期間における目標達成度に応じ、取締役等に当社株式を交付する（但し原則としてそのうち一定割合については市場で売却のうえ換価処分金相当額の金銭を給付する）制度です（以下、当該株式及び金銭をあわせて「当社株式等」、当該交付及び給付をあわせて「交付等」という。）。今般、上記Iに記載の改定を実施したうえで継続しますが、改定後における制度の主な内容は次のとおりです。

1. 概要

(1) 制度の仕組み

①中期経営計画（通常、4年程度の期間を対象に策定することを想定します。）に対応する連続した事業年度を対象とします。ただし、当初は、現行の中期経営計画にあわせるため、例外的に2025年4月1日から開始する2事業年度を対象とします（以下、これらの期間を「対象期間」という。）。

当社は、対象期間ごとに、下記2.に記載の金額を上限とする信託金を拠出し、取締役等を受益者とする本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式（※1）を株式市場から取得します。なお、本信託の設定は、2016年度より導入し、運用している信託制度を継続することによって行います。

②取締役等に、役位に応じた「固定ポイント」（※2）及び業績に応じた「変動ポイント」を付与します。

③固定ポイントについては、毎事業年度終了後、当該事業年度の役位に基づく付与ポ

イントに応じた数の当社株式等を交付等します。(1ポイント=当社株式1株とする。(※3)④においても同じ。)

- ④変動ポイントについては、対象期間終了後、対象期間中の役位及び在任期間に基づく基準ポイントに対して、業績連動指標の達成度により算定される係数(変動範囲:0~2.0)を乗じて得た数の付与ポイントに応じ、当社株式等を交付等します。なお、業績連動指標については以下のとおりです。

<業績連動指標>

(i) 配当込み当社 TSR (株主総利回り: Total Shareholder Return) 及び (ii) サステナビリティ指標を採用します。(下記図表ご参照)。

具体的な算定及び株式交付方法等の詳細は、当社の取締役会において決定します。

	業績連動指標	ウェイト	達成度の測り方
(i)	配当込み当社 TSR (株主総利回り: Total Shareholder Return)	70%	東証株価指数(TOPIX)成長率との比較により算定
(ii)	サステナビリティ指標	30%	(a) 定量評価 GHG 排出量及び女性管理職比率について、「NYK グループ ESG ストーリー2023」で掲げる 2030 年度目標に対し、毎年均等に達成すると仮定して基準値を設定し、対象期間終了時の達成度を算定 (b) 定性評価 NYK グループが掲げるマテリアリティ(安全、環境、人材)への取組みの進捗状況を報酬諮問委員会にて評価 ただし、重大な事故やコンプライアンス事案が発生した場合、その度合いに応じ、報酬諮問委員会にて減算を審議する

- (※1) 本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しません。また、当社株式にかかる配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当します。信託報酬及び信託費用に充当した後、最終的に信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分については当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (※2) 固定ポイントに基づき毎年交付される当社株式には、交付後3年間または退任時のいずれか先に到来する時まで譲渡制限を設けます。なお、全ての交付株式について、別途、インサイダー取引規制の観点から定めた社内規程による譲渡制限を適用します。
- (※3) 当社株式について、株式分割・株式併合などを行った場合には、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

(2) 信託期間満了時の取扱い

当社は、信託期間満了時、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議により信託契約の延長及び追加信託を行うことがあります。その場合、延長期間はその時点の中期経営計画の対象年数と同一期間とし、以降も同様とします。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として本信託から当社に残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを消却します。

2. 株式報酬枠の設定

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は7億円に対象期間の年数を乗じた金額(当初対象期間である2事業年度に対しては14億円)を上限とし、上記Ⅲ1.(2)の信託期間の延長が行われた場合、延長前の信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付

与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了のものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額は、上記上限額の範囲内とします。

また、信託期間において、本信託より交付される当社株式の総数は、100万株に対象期間の年数を乗じた株数(当初対象期間である2事業年度に対しては200万株)を上限とします(※1)。この上限株式数は、信託金の上限額等を踏まえ、設定しています。

(※1) 当社株式について、株式分割・株式併合などを行った場合には、その比率等に応じて、上限株式数を調整します。

3. 対象者(受益者要件)

対象者は、執行役員を兼務する取締役、会長執行役員を兼務しない取締役会長及び兼務執行役員を除く執行役員であって、以下の要件を充足する者とします。

(固定ポイント及び変動ポイントにかかる共通の受益者要件)

- ①対象期間中に取締役等であること(対象期間中新たに取締役等になった者を含む。)
- ②国内居住者であること
- ③在任中に一定の非違行為があった者でないこと

(※1) 制度対象者である取締役等が退任、死亡、又は国内居住者でなくなる等の理由により制度対象者から外れた場合、所定の手続きを経た後遅滞なく、制度対象者から外れた時までの固定及び変動ポイント数相当の当社株式等を本人(死亡時は遺族)へ交付等します。

(※2) 対象期間中に制度対象者が不正行為等の非違行為を行った場合、本業績連動型株式報酬制度に基づき付与された全ポイントを没収し、又は固定ポイントに基づき交付された当社株式等の価値に相当する金銭の賠償を過去3年に遡及して求めることがあります。

4. 国内非居住により本業績連動型株式報酬制度の対象外となる取締役等の株式報酬相当の報酬等に関する措置

国内非居住であることにより本業績連動型株式報酬制度の対象外となる取締役等の株式報酬相当の報酬等については、同様の仕組みにより算出・付与されたポイント相当の金銭を別途会社より支給する(株式の交付はしない)ものとします。支給の時期及び方法等は、同制度による支給と同等といたします。なお、当該ポイント相当数の金銭の価額については実際の支給時期の株価によって定まることとなり現時点では確定いたしません。当該報酬等は国内非居住であることにより本業績連動型株式報酬制度の対象外となる場合のみに支給されるものであること、及び、その算出方法は本業績連動型株式報酬制度と同様であることから、過大なものとはならないと考えております。また、本株主総会終結時点で本措置の対象となる取締役の報酬等はない見込みです。

IV ご参考

<取締役等の報酬制度の概略図>

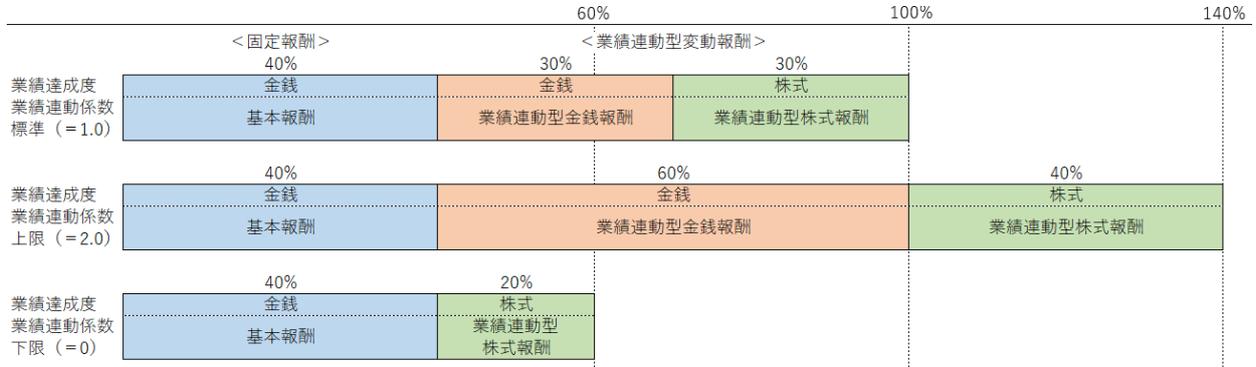
改定前	基本報酬	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬
	510百万円/年	3億円/年	16億円/3年
▼			
改定後	基本報酬	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬
	510百万円/年	10億円/年	7億円/年 x 中期経営計画年数

(※1) 基本報酬の総額510百万円/年以内のうち、社外取締役分は総額で150百万円/年以内です。

(※2) 業績連動型株式報酬の金額については、当社が拠出する信託金の上限額です。

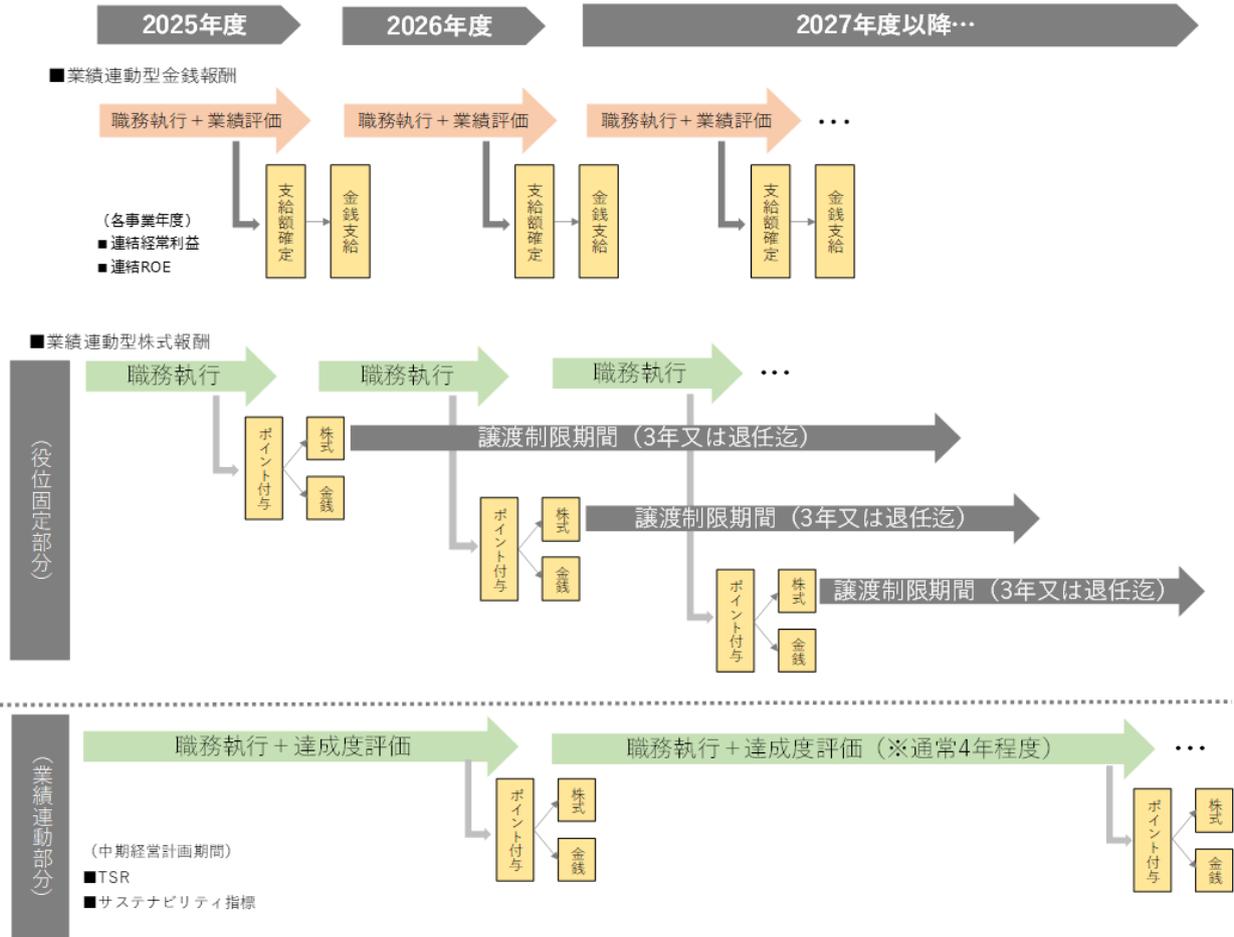
- (※3) 本業績連動型金銭報酬制度及び本業績連動型株式報酬制度の対象者には、一定の要件を満たした執行役員も含んでおり、上記の上限額はそれら執行役員も含めた各制度の対象者全員にかかる上限額です。
- (※4) 国内非居住であることによって本業績連動型株式報酬制度の対象外となる者にかかる分を含みません。

<報酬構成のイメージ図>

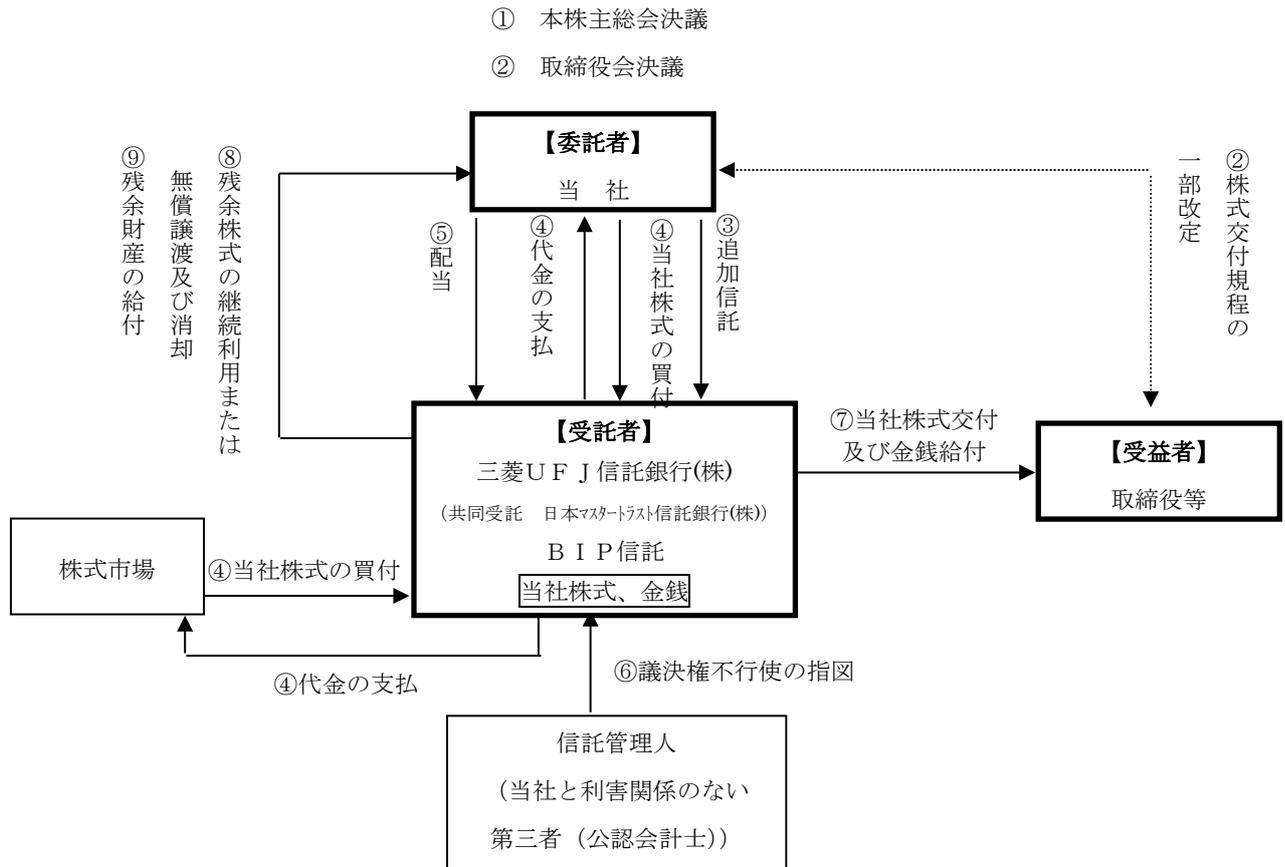


(※) 上記は社長の場合の構成割合で、役位により変動します。

<本業績連動型金銭報酬の支給及び本業績連動型株式報酬の交付等のイメージ図>



＜本業績連動型株式報酬制度にかかる信託制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本信託制度の内容の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本信託制度にかかる株式交付規程の一部改定を決議します。
- ③ 当社は、①で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出し、受益者要件を充足するポイント取得者を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加拠出された金銭を主たる原資として当社株式（普通株式）を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対して、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しません。
- ⑦ 受益者は、信託期間中、当社の株式交付規程に従い、当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行い、本制度もしくは同種の株式付与制度として継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを消却します。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産（⑧で述べた残余株式以外のもの）は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注1）本株主総会の決議後、本信託の延長契約を締結します（2025年8月上旬予定）。信託期間は2027年8月末日までとなる予定です。

（注2）なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託延長契約日	2025年8月上旬（予定）
信託の期間	2016年8月3日～2027年8月末日（予定）
制度開始日	2016年8月3日
議決権行使	行使しないものとします
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限額	14億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
株式の取得時期	2025年8月上旬（予定）～2025年8月末日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日 以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
株式の取得方法	株式市場から取得
帰属権利者	当社
残余財産	信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲 内で当社に帰属する予定です。

以上